

歩道橋ネーミングライツ付与契約書

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇【パートナー企業】（以下「乙」という。）は、甲が管理する歩道橋に係る歩道橋ネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という。）を乙に付与するに際し、次のとおり歩道橋ネーミングライツ付与契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに係る通称名の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

甲は、乙から支払われる契約料を道路の維持管理に活用するため、歩道橋ネーミングライツ事業を実施し、乙は、甲の事業目的に賛同して、契約料（協賛金）を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の歩道橋を対象とするものとする。

対象歩道橋正式名称	所在
〇〇〇歩道橋	大阪市 〇〇区〇〇〇丁目

2 乙は、事前に甲に提案し、甲に承認を得た名称（以下「本件名称」という。）を対象歩道橋の正式名称含む通称名として命名することができる。

本件名称	通称名
■ ■ ■	■ ■ ■ 〇〇〇歩道橋

3 乙は、第5条第1項の規定に基づき、対象歩道橋の桁面に本件名称を含む通称名に係る名称標示を設置することができる。

4 乙は、対象歩道橋に係るネーミングライツの所有者であることを、乙の管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は3年間とし令和〇〇年〇月〇〇日から令和△△年△月△△日までとする。

2 乙の名称標示開始日は、令和〇〇年〇月〇〇日以降とする。

（契約料と支払等）

第4条 本契約に基づく契約料は、1年間当たり金〇〇〇,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

2 乙は、前項に定める契約料を、甲が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、年度ごとに本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とする。ただし、契約年度分の納付期限については、甲が請求を行った日から2週間以内を原則とする。

3 乙が、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、甲は、延滞期間に応じ、契約料に税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年3月19日条例第12号）に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

4 甲は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することがある。

（名称の標示）

第5条 乙は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受け、歩道橋に名称標示を設置することができる。ただし、名称標示の設置費用は、乙の負担とする。

2 乙は、本契約が終了したとき、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

3 名称標示のデザインは別図のとおりとし、設置場所及び仕様等の詳細について乙は、道路法第24条の承認を受けるものとする。

4 乙は、名称標示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、甲と協議したうえで、清掃等を実施することができる。

5 事故その他の事由により対象歩道橋が損傷し、名称標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。

（名称の変更）

第6条 乙は、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を甲に説明し、甲の同意を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

（ネーミングライツの放棄・返戻）

第7条 乙は、自己の都合により第3条に定める契約期間の満了前にネーミングライツの放棄、返戻を申し入れる場合には、4ヶ月前までに書面により甲に申し出るものとする。

2 乙による前項の規定による申し出がなされても、甲は、納付済みの契約料は還付しない。

3 乙は、申し入れがあった時から4ヶ月後の年度末までの契約料を支払うこと。ただし、当初契約期間が年度途中であった場合は当初契約期間分までとする。

4 乙は、対象歩道橋に乙が付与した名称標示が残置している場合には、自己の費用と責任において、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

（知的財産権）

第8条 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲・乙協議により別途定める。

2 本件名称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まない。

3 本件名称標示に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決し、甲を巻き込まない。

4 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払う。

（損害賠償）

第9条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本契約の解除）

第10条 甲は、乙に次のような事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。

（1）乙から、指定する期日までに契約料の納付がないとき

（2）乙に、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

（3）乙について、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき

（4）乙に社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき

2 甲は、前項に該当し、本契約を解除した場合には、乙は、直ちに、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

3 甲は、災害や交通安全上の問題等で業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本件契約を解約することができるものとし、乙は、直ちに、道路法第24条の承認を受け、自らの責任と費用負担により、名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（疑義等に関する協議）

第12条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、甲・乙協議により解決するものとする。

（裁判管轄）

第13条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇〇年〇月〇〇日

甲 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 1 0 号

ATCビル ITM 棟 6 階

大阪市 契約担当者

大阪市建設局長 〇〇 〇〇

乙 【パートナー企業】

(別図)

〇〇〇歩道橋 通称名標示デザイン

■ ■ ■ 〇〇〇歩道橋